

6 生徒心得

生徒心得は本校の教育方針に従い、学校生活を楽しく、円滑にするために、生徒が互いに守ることを約束し、実行する規則である。

各自はこの規則の必要性を十分に理解するとともに、必要があれば改善をするように心がけること。

1 礼節

校内外において、常に礼節のある生活をするように心がける。

2 校内外の生活

- 1 午前8時25分までに全員教室に入ること。8時30分以後の入室者は遅刻とする。
- 2 午後3時30分を終業とする。
- 3 登校してから終業までは無断で校外に出ないこと。やむを得ない時はホームルームまたは学年担任に申し出て、外出許可を受けること。
- 4 ホームルームまたは部活動において金銭を集める場合には、あらかじめホームルーム担任または顧問の許可を得ること。その他の場合は生活指導部の許可を得ること。
- 5 校内で集会を開催する場合には次の方法によること。
 - (1) ホームルームまたは部活動内において開催する場合には、当該担任または顧問に届ける
 - (2) 上記以外において開催する場合には、当該教員から許可を得た上で、目的・責任者・場所・期日・時間を明確にして生徒執行部に届ける。
- 6 校内での掲示物、印刷物の配布、雑誌等の発行は次の点を明確にして、生徒会執行部に届けること。
 - (1) 目的
 - (2) 責任者
 - (3) 掲示物については掲示期日、配布発行については配布発行の期日と対象者
なお、掲示物の掲示期間は1か月以内とする。
- 7 課外活動は授業終了から5時までとし、午後5時20分には校門を出ること。
- 8 午後5時20分以降の居残りについては、学校から指示された者以外は認めない。
- 9 部活動に関する規定は次の通りとする。
 - (1) 部活動への参加は、学年・ホームルーム・その他本校職員の指示する業務がある場合、これの終了後とする。
 - (2) 各部員は顧問の許可を得て、休部することができる。
 - (3) 部費は顧問と相談の上、決定し、原則月額千円以内とする。
ただし、休部者からは徴収しない。
 - (4) 日常の部活動において、個人の事情を無視した活動を強要してはならない。
 - (5) 各部は、年度初めに「部活届」「部員名簿」「年間計画表」を生活指導部に提出する。
 - (6) 宿泊を伴う活動については、前年度末までに「年間計画表」を提出後、職員会議の承認を得る。
 - (7) 活動停止期間について
考査1週間前および考査中とする。ただし、考査期間中あるいは考査終了直後に公式戦(公演等)がある場合には、生活指導部に届け出を提出した上で、原則としてその一週間前からを目途に、1日あたり1時間半程度を目途に活動できる。

(8) 校内での活動時間一覧

活動日	時間		条件	届け出
月～金	7 時間目終了 ～ 17 : 00		決められた活動場所で行う。	なし
	朝練 A 8 : 00 ～ 8 : 15		顧問の監督の下で活動する。 ※公式戦 1 週間前については、生活指導部に別途届け出を提出し、回数の制限を設けない。ただし、 考査前・考査期間中は公式戦前でも不可。	要
	朝練 B 7 : 30 ～ 8 : 15			要
	昼休み		原則禁止。ただし、体育館活動部に限り、公式戦 1 週間前より、放課後に体育館を利用できない曜日に活動を認める。※考査前・考査中は不可。	要
土日休日	9 : 00 ～ 16 : 30		顧問の監督の下で活動する。土日（連休）で半日以上活動しない時間帯を作る。原則、講習・補習を優先させること。ローテーションを組み、活動時間帯が偏らないようにすること。	要
長期休業中	月～金	9 : 00 ～ 16 : 30	決められた活動場所で、原則、顧問の監督の下で活動する。顧問の都合がつかず、事前に日直に依頼できていれば活動可。	なし
	土日休日	9 : 00 ～ 16 : 30	顧問の監督の下で活動する。	要

- 10 宿泊を伴う旅行は、保護者認印の旅行届を担任に提出すること。ただし、男女の友人のみによる宿泊旅行は認められない。（保護者かそれに代わる者の同行を必要とする。）
- 11 学割乗車証を利用しようとする者は、経営企画室所定の書類に必要事項を記入し、担任の認印を得て経営企画室に提出すること。
- 12 地域社会の行事や奉仕活動に参加する場合は、家庭・ホームルーム担任とよく相談して、慎重に決定すること。
- 13 アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情などで、やむを得ずアルバイトをしなければいけない場合は、保護者とともに事業所の環境、仕事内容などを確かめ、ホームルーム担任とよく相談して、慎重に決定すること。
- 14 校外にあっては、本校生徒としての自覚に基づいて行動を慎むこと。
- 15 自動車・オートバイでの通学は禁止する。
- 16 通学に自転車を利用する場合は、担任を通じて自転車通学許可願を提出し、生活指導部からステッカーの交付を受けてから行うこと。その際、必ずヘルメットを着用すること。またステッカーは所定の位置に必ず貼付すること。
(町田駅から学校までの自転車通学は認めていない)

- 17 通学自転車は所定の位置に駐輪すること。
- 18 災害発生等、緊急時には安全迅速に避難できるよう避難経路を熟知しておき、ホームルーム担任または授業担当者の指示に従うこと。
- 19 台風、積雪などの悪天候で登校が困難な場合は、学校の指示に従うこと。

3 休業日の登校

- 1 休業日に活動しようとする部活動・委員会・クラスなどの団体は、その週の水曜日までに休日活動届を生活指導部に提出し、許可を得ること。
- 2 休業日の上記の団体の活動は、顧問の監督の下で行うこと。
- 3 長期休業中の登校規定は別に定める。

4 服装

- 1 通学服 学校に来て勉強するのにふさわしい服装であり、町田高校の生徒としての自覚を失わないものにすること。
- 2 靴 学校に来て勉強するのにふさわしいものにすること。なお、ハイヒール・サンダル等は禁止する。

5 金銭・所持品

- 1 金銭や貴重品は必ず身につけておくこと。
- 2 友人との間で金銭の貸借はしないこと。
- 3 校内において金銭・物品などを遺失または拾得した場合には、直ちに生活指導部に届けること。
- 4 生徒証明書および生徒手帳を常に携帯すること。
- 5 学習活動に必要なものは持ち込まないこと。

6 清掃

- 1 掃除の時には率先して働き、受持区域の清掃に責任を持つこと。

7 出欠に関する願・届

- 1 欠席・忌引きはその月日・理由を所定の書式または生徒手帳諸届欄によりホームルーム担任に届けること。(P68参照)
- 2 遅刻・早退はその月日の理由を本手帳の通信欄に記入してホームルーム担任に届けること。
- 3 7日以上長期にわたる病気欠席をするときには、医師の診断書を添えて届け出ること。
- 4 忌引の際には次の日数を忌引欠席とする。

父母	7日	祖父母	3日
兄弟姉妹	3日	叔父叔母	1日
その他の親族	1日		

葬儀のために旅行を要する場合には、それに要する往復日数を加算する。
- 5 休学または復学する場合には、学校所定の様式により速やかにホームルーム担任に願い出ること。
- 6 転学または退学する場合には、学校所定の転学願または退学願で速やかにホームルーム担任に願い出ること。

8 週番

- 1 週番は各組2～3名をあて、一週間交替で行う。ただし、この週番から週番長は除く。

- 2 週番長は1・2年生とし、各クラス2名ずつ選出されたものが順次これに当たる。
- 3 週番は8：15分に週番教員立ち合いの下、所定の場所に集合し、指示を受けること。
- 4 週番長の任務は次の通りとする。
 - (1) 週番集合の指揮をとる。
 - (2) 出欠状況を統計用紙に記入する。
 - (3) 週番長日誌を記入する。
 - (4) 次週の週番長と引継ぎを行う。
- 5 週番の任務は次の通りとする。
 - (1) 週番は8時15分までに登校する。
 - (2) 教員、生徒会からの連絡事項をホームルームに伝達する。
 - (3) 教室の整備および美化につとめる。
 - (4) 教室内で盗難が起こらないように注意する。
 - (5) 清掃分担区域の清掃を監督する。
 - (6) 冷暖房機器、空調装置を管理する。
 - (7) ホームルーム日誌を記載し、担任の認印を受ける。
 - (8) 職員室のクラスボックス内の配布物を配布・伝達する。

9 HRの委員

- 1 HRの委員には、生徒、ホームルーム、図書、保健、放送各2名の委員をおく。
- 2 HRの委員は、その組の生徒の選挙によって決定する。
- 3 HRの委員は、その組の意思を代表し、学力向上、風紀の維持、環境の整備に注意し、ホームルーム担任と相談しながらクラスを運営する。

10 ホームルーム委員および委員会

- 1 ホームルーム委員
 - (1) ホームルーム委員はLHRならびにSHRの企画・運営に当たる。
 - (2) 企画・運営については、特別教育活動の趣旨を踏まえ、ホームルーム担任およびホームルームの生徒と相談し、自主的・自律的な活動を計画・実施する。
- 2 ホームルーム委員会
 - (1) ホームルームの充実を図るために、相互研究の場として委員会を設ける。
 - (2) 各学年1名の委員長を互選し、その中から全体の委員長1名を互選する。
 - (3) 各学年の委員会は、各組のホームルーム活動を実施するに際して、情報交換や相互調整が必要な場合に、学年の委員長が、当該学年の担任教員と連絡を取りながら招集する。
 - (4) 全学年の委員会も、(3)と同様に、全体の委員長が、生活指導部の担当教員と連絡を取りながら招集する。

11 部

体育部 剣道部 卓球部 男女バスケットボール部 男女バレーボール部
陸上競技部 硬式野球部 サッカー部 男女バドミントン部 山岳部 男女硬式テニス部
水泳部 バトントワリング部 ダンス部

文化部 生物部 美術部 演劇部 茶生花部 吹奏楽部 管弦楽部 和太鼓部 陶芸部

12 同好会

4月中に次の事項を明確にして生活指導部に提出して、職員会議で認められた時点で成立する。

- (1) 活動目的
- (2) 顧問名
- (3) 活動場所
- (4) 代表者および会員名簿
 - (同好会) パソコン 軽音楽